

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日
が休日とある場合)

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第六十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十五年十月鳥取県条例第三十二号)中別表第一の改正規定のうち第二種

県営住宅の表の緑町第七団地に関する部分の施行期日は、昭和五十五年十一月二十八日とする。

◆規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

◆告示

生活保護法による医療機関の指定

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

都市計画事業の事業計画の変更の認可(三件)

海岸保全区域の指定の一部改正(三件)

港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が

◆公告

行政書士試験の合格者

農業改良普及員資格試験等の合格者

規則

鳥取県規則第六十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

の規定により読み替えられた条例第二十二条第二項の倍率を乗じて得た額に減額する。

別表の第二種県営住宅の表中

ひばりが丘第七	二二、一〇〇円
---------	---------

ひばりが丘第七	二二、一〇〇円
---------	---------

を

緑町第七	二二、七〇〇円
------	---------

に改める。

附則

- 1 この規則は、昭和五十五年十一月二十八日から施行する。

- 2 この規則の施行の日の前日において現に緑町第一団地に入居している者で引き継ぎ緑町第七団地に入居したものに係る家賃については、その額を、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号。以下「条例」という。）第十二条の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額に減額する。

昭和五十五年十一月二十八日から昭和五十六年三月三十 一日まで	四、五〇〇円
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日ま で昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日ま で昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日ま	九、〇〇〇円 一三、六〇〇円 一八、一〇〇円

鳥取県告示第千五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

告示

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三一〇	昭和五十五年十一月十三日

鳥取県告示第千五十八号

- 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条の規定に基づき、それは前項による減額後の家賃に条例附則第六項

いては、その額を、条例第二十二条第三項において準用する条例第十二条の規定に基づき、それぞれ前項による減額後の家賃に条例附則第六項

の規定により読み替えたる者に係る割増賃料につ

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥 取 県 第四六九号	佐治梨粒状 複合肥料	鳥 取 県 第四六八号	郡家町梨粒 状複合肥料	鳥 取 県 第四六七号	肥料の名称 三朝梨粒状 複合肥料	登録番号	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び 名称
							窒素全量	
りん酸全量 四・〇	うち アンモニア性窒素 四・二	うち 窒素全量 七・〇	うち 水溶性加里 六・五	うち 可溶性りん酸 三・三	うち アンモニア性窒素 四・七	うち 水溶性加里 七・〇	うち 可溶性りん酸 二・五	うち 東伯郡三朝町大字本 泉三七一番地 三朝町農業協同組合
りん酸全量 四・〇	うち アンモニア性窒素 四・二	うち 窒素全量 七・〇	うち 水溶性加里 六・五	うち 可溶性りん酸 三・三	うち アンモニア性窒素 四・七	うち 水溶性加里 七・〇	うち 可溶性りん酸 二・五	うち 東伯郡三朝町大字本 泉三七一番地 三朝町農業協同組合

鳥 取 県 第四七〇号	河原梨粒状 複合肥料	鳥 取 県 第四七一号	八東梨粒状 複合肥料	鳥 取 県 第四七二号	河原梨粒状 複合肥料	登録番号	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び 名称
							窒素全量	
うち 水溶性りん酸 六・六	うち 水溶性加里 七・〇	うち 水溶性りん酸 二・七	うち 可溶性りん酸 三・五	うち アンモニア性窒素 五・〇	うち アンモニア性窒素 四・九	うち 水溶性加里 七・〇	うち 可溶性りん酸 二・七	うち 八頭郡河原町大字渡 一木三五〇番地の二 河原町農業協同組合
うち 水溶性りん酸 六・六	うち 水溶性加里 七・〇	うち 水溶性りん酸 二・七	うち 可溶性りん酸 三・五	うち アンモニア性窒素 五・〇	うち アンモニア性窒素 四・九	うち 水溶性加里 七・〇	うち 可溶性りん酸 二・七	うち 八頭郡河原町大字渡 一木三五〇番地の二 河原町農業協同組合

鳥取県河原梨粒状複合肥料二号		窒素全量 うち アンモニア性窒素	八・〇	八頭郡河原町大字渡 一木三五〇番地の二
鳥取県第四七三号	大栄梨粒状複合肥料五	窒素全量 うち りん酸全量	五・〇	東伯郡大栄町由良宿 五六一一番地
鳥取県第四七四号	七四号 がら粉末 四・〇かに りん酸全量	加里全量 うち 水溶性加里	七・〇 六・八	大栄町農業協同組合 共和冷蔵株式会社
鳥取県第四七四号	六・〇 地の二 がら粉末 四・〇	境港市昭和町一二番 地の二	六・八	河原町農業協同組合

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平林鴻一

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平林鴻三

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所及び 名称
鳥取県第四一五号	東郷町梨複合肥料	窒素全量 五・〇 りん酸全量 五・〇 加里全量 五・〇 水溶性加里 四・六	東伯郡東郷町大字中興寺三七八番地
鳥取県第四一九号	八東梨複合肥料	窒素全量 八・〇 うちアンモニア性窒素四・九 りん酸全量 五・〇 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	八頭郡八東町大字才代一三五番地の二 八東農業協同組合
鳥取県第四三三号	しがら・○粉末かあに	窒素全量 五・〇 うちアンモニア性窒素四・九 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	東郷町農業協同組合
鳥取県第四三三号	うがら・○粉末かあに	窒素全量 五・〇 うちアンモニア性窒素四・九 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	東伯郡東郷町大字中興寺三七八番地
鳥取県第四三三号	りん酸全量	窒素全量 五・〇 うちアンモニア性窒素四・九 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	八頭郡八東町大字才代一三五番地の二 八東農業協同組合
鳥取県第四三三号	りん酸全量	窒素全量 五・〇 うちアンモニア性窒素四・九 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	東郷町農業協同組合
鳥取県第四三三号	りん酸全量	窒素全量 五・〇 うちアンモニア性窒素四・九 うち可溶性りん酸 三・五 うち水溶性りん酸 三・一 加里全量 六・六 水溶性加里 六・〇	東郷町農業協同組合
鳥取県第四三三号	"	境港市昭和町七番地 株式会社上野	東郷町農業協同組合

鳥取県告示第千五十九号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

1311

鳥取県 第四三四四号	鳥取県 第四三七号	肥料七七五 号	ぶどう複合 肥料五八六 号	窒素全量 うち アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	七・〇 三・一 七・〇 三・一 五・〇 二・五 五・〇 五・〇 五・〇 八・〇 一・八 一・六 六・〇	東伯郡北条町江北七 九二番地 中北条農業協同組合 東伯郡北条町弓原三 三四番地 北条町農業協同組合	がら粉末 りん酸全量 アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	四・〇かに 窒素全量 うち アンモニア性窒素 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	四・〇 六・〇 六・〇 六・〇 九二番地 中北条農業協同組合 東伯郡北条町江北七 九二番地 中北条農業協同組合 東伯郡北条町弓原三 三四番地 北条町農業協同組合
---------------	--------------	------------	---------------------	--	---	--	---	---	---

き、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三一三一三号西品治田園線

三 事業施行期間

昭和五十年一月二十一日から昭和六十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 鳥取市田島地内において事業地を変更する。

使用の部分 なし

鳥取県告示第千六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第一項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づく

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づく

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称 昭和五十二年一月二十八日から昭和六十年三月三十一日まで

羽合町

二 都市計画事業の種類及び名称

羽合都市計画道路事業 三一四一一号温泉湖岸線

三 事業施行期間

昭和四十年十一月二十九日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

昭和五十二年一月二十八日から昭和六十年三月三十一日まで

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

鳥取県告示第千六十三号

昭和三十三年五月鳥取県告示第二百七十四号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千六十四号

昭和四十一年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三一五十一号富安東吉成線

三 事業施行期間

- 基点三 基点二から二六八度四〇分〇〇秒八一・五一メートルの点
- 基点四 基点三から二七〇度二四分〇〇秒八八・三一メートルの点
- 基点五 基点四から二七五度一分〇〇秒九〇・〇一メートルの点
- 基点六 基点五から二六五度三五分〇〇秒二四・二二メートルの点
- 基点七 基点六から二八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートルの点
- 基点八 基点七から二九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートルの点
- 基点九 基点八から二六四度一七分〇〇秒五七・八三メートルの点
- 基点十 基点九から二〇七度四五分〇〇秒五七・八三メートルの点
- 基点十一 基点十から三三九度三八分〇〇秒二〇・二一メートルの点
- 基点十二 基点十一から四〇度四一分〇〇秒一一・二三メートルの点
- 基点十三 基点十二から五七度五〇分〇〇秒三〇・二〇メートルの点
- 基点十四 基点十三から三八度三四分〇〇秒四九・六〇メートルの点

鳥取県告示第千六十六号

海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)第五条第四項の規定に基づき、港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域を次とおり定める。

昭和五十五年十一月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 港湾管理者の長の名称及び氏名

田後港港湾管理者の長 鳥取県知事 平林鴻三

二 港湾管理者の長が管理する区域

鳥取県鳥取沿岸田後港海岸浦富地区海岸に係る次の海岸保全区域のうち、田後港の港湾区域を除いた部分

基点十五 基点五から一三度二二分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの点

基点十六 基点一から一三度五〇分〇〇秒八五・四八メートルの点

基点十七 基点一に同じ。

海岸名	区域	次の基点を順次に直線で結んだ線によつて囲まれた区域のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の河川区域及び森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項に規定する保安林を除いた部分
鳥取県鳥取沿岸田後港海岸	基点一 岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、五四一番一の標柱から一〇七度五五分〇〇秒四八一・六三メートルの点	基点一 岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、五四一番一の標柱から一〇七度五五分〇〇秒四八一・六三メートルの点
浦富地区海岸	基点二 基点一から一七八度三〇分〇〇秒一六・五六メートルの点	基点二 基点一から一七八度三〇分〇〇秒一六・五六メートルの点
	基点三 基点二から一六八度四〇分〇〇秒八一・五一メートルの点	基点三 基点二から一六八度四〇分〇〇秒八一・五一メートルの点
	基点四 基点三から一七〇度一四分〇〇秒八八・三一メートルの点	基点四 基点三から一七〇度一四分〇〇秒八八・三一メートルの点
	基点五 基点四から一七五度一一分〇〇秒九〇・〇一メートルの点	基点五 基点四から一七五度一一分〇〇秒九〇・〇一メートルの点
	基点六 基点五から一六五度三五分〇〇秒一四・一一メートルの点	基点六 基点五から一六五度三五分〇〇秒一四・一一メートルの点
	基点七 基点六から一八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートルの点	基点七 基点六から一八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートルの点
	基点八 基点七から一九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートルの点	基点八 基点七から一九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートルの点
	基点九 基点八から二六四度一七分〇〇秒一一・五七メートルの点	基点九 基点八から二六四度一七分〇〇秒一一・五七メートルの点
		基点十 基点九から三〇七度四五分〇〇秒五七・八三メートルの点
		基点十一 基点十から三三九度三八分〇〇秒一〇・一一メートルの点
		基点十二 基点十一から四〇度四一分〇〇秒一一・一三メートルの点
		基点十三 基点十二から五七度五〇分〇〇秒三〇・一〇メートルの点
		基点十四 基点十三から三八度三四分〇〇秒四九・六〇メートルの点
		基点十五 基点十四から三一度一一分〇〇秒一〇〇・〇〇メートルの点
		基点十六 基点十五から三一度一一分〇〇秒八五・四八メートルの点
		基点十七 基点一に回る。
		公 告
		昭和55年10月12日に実施した昭和55年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。
		昭和55年11月25日

浜田 繁治	石原 優	木村 清	長井いづみ	長井 俊之	秋山 恵子	岡井 恵子	野村 真由	秋田 哲子	中西美智子
中尾 利信	森本 良和	渡部 哲也	松本 憲昭	青木 雅彦	柏原 和代	青戸啓理子	池本 章子	神戸 和代	松村百合子
岸野 基博	下田 善尚	藤山 俊彦	下田八枝子	米田 勝彦	山本 澄志	河本 佳子	長柄 年子	鈴木 貴子	富村 佳代
浜辺 隆一	西畠 哲	小林 正	尾崎 充典	煎栄 康宏	小村 良子	半田 博子	佃 徳子	岡本 里美	絹見 恵子
福田 悠子	高木考太郎	河本 則男			中岡留美子	中江 祐子	田中美也子	岸本 信江	池田てるこ

昭和55年10月27日から同月29日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年11月25日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者
棚田 光雄 森村 繁一 永田 昌美 手嶋 誠一 中尾 知二
竹内 清文 小谷 幸敏 尾関 鼎裕 伊藤 美明 田中 一三
高杉 渉 三谷 達夫 秋山 英正 野田 美宏 田中 義宏
村尾 和博 森口 卓哉 三谷 喜実 倉橋 孝夫 田村 秀子
竹内 規子 山口 正弘 湯谷 一也 高垣 洋司 山崎 善秀
尾崎 正行 三森 博人 村田 謙司 山本 二美
水庄 明宏 稲崎 正 細谷 香 平尾 翔 関田 俊治
兼頭 友克 生橋 巧 渡邊 和正 西尾 元弘 須田 俊治
谷山 小原 孝志